

高岡市生産性向上のための設備投資促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昨今の経済情勢の変化に伴う原油価格、電気・ガス料金等の物価高騰の状況下において、中小企業の経営の安定を図り、設備投資を促進するため、高岡市生産性向上のための設備投資促進補助金を交付することについて、高岡市補助金等交付規則(平成17年高岡市規則第32号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 先端設備等導入計画 中小企業等経営強化法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画であって、市長の認定を受けたものをいう。
- (3) 高岡版先端設備等導入計画 高岡版先端設備等導入計画認定要綱に基づき認定された計画のことをいう。
- (4) 先端設備等 先端設備等導入計画又は高岡版先端設備等導入計画に基づき取得された償却資産(機械及び装置、器具及び備品、測定工具及び検査器具並びに建物附属設備)をいう。
- (5) 貸上げ表明 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の5の4第5項第8号又は第42条の12の5第5項第9号に規定する雇用者給与等支給額のことで、先端設備等導入計画及び高岡版先端設備等導入計画における比較雇用者給与等支給額を増加させることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者であり、令和7年4月1日以降に先端設備等導入計画又は高岡版先端設備等導入計画の認定を受けたもの
 - (2) 市税の納税義務者であり、既に納期の到来した市税を完納しているもの
 - (3) 同一年度内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの
- (補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和7年4月1日以降に認定を受けた先端設備等導入計画又は高岡版先端設備導入計画に記載の先端設備等であること。
 - (2) リース契約に基づき設置する設備でないこと。
 - (3) 令和9年2月28日までに取得、設置及び費用の支払が完了した設備であること。
- (補助金の額及び補助率)

第5条 補助金の額は、補助対象設備の取得に要する費用に、以下の表の補助率を乗じて得た額とし、300万円を上限とする。

	先端設備導入計画の認定	高岡版先端設備導入計画の認定
賃上げ表明 が 1.5%以上 の場合	100 分の 3	100 分の 1.5
賃上げ表明 が 3 %以上 の場合	100 分の 6	100 分の 3

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の取得、設置及び費用の支払完了後、市長が定める期日までに、高岡市生産性向上のための設備投資促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税の完納証明書
- (2) 補助対象設備の一覧表(様式第2号)
- (3) 先端設備等導入計画又は高岡版先端設備等導入計画に係る認定通知書の写し
- (4) 先端設備等導入計画又は高岡版先端設備等導入計画に係る申請書(別紙計画含む。)の写し
- (5) 補助対象設備の経費の詳細が確認できる書類(見積書等)の写し
- (6) 補助対象設備の経費の支払を証する書類(領収書等)の写し
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、及び額を確定したときは、高岡市生産性向上のための設備投資促進補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は前条の審査により補助金の交付を決定し、及び額を確定したときは、速やかに申請者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、規則第17条に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に基づく補助金の交付を受けた先端設備等

について、固定資産税の課税の特例（高岡市市税賦課徴収条例（平成17年高岡市条例第56号）に規定する固定資産税の特例措置をいう。）を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた交付決定者に対して、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の整備）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間、保管しておかなければならぬ。

（検査）

第11条 市長は、必要と認めたときは、補助金に係る帳簿等の関係書類を検査することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第6条関係)

高岡市生産性向上のための設備投資促進補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

高岡市長様

申請者

住所

氏名又は名称

代表者職氏名

印

高岡市生産性向上のための設備投資促進補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第6条の規定により、次のとおり申請します。

また、要綱第7条の規定により、交付決定された場合は、この申請書をもって当該額を請求します。

認定を受けた先端設備等導入計画における貨上げ方針の位置付けの有無	有・無
補助金交付申請額	_____円
申請理由	生産性向上を目的に、_____を導入したため。
添付書類	1 市税の完納証明書 2 補助対象設備の一覧表(様式第2号) 3 先端設備等導入計画に係る認定通知書の写し 4 先端設備等導入計画に係る申請書(別紙計画含む)の写し 5 補助対象設備の経費の詳細が確認できる書類(見積書等)の写し 6 補助対象設備の経費の支払を証する書類(領収書等)の写し 7 その他市長が特に必要と認める書類

振込希望口座

金融機関	銀行・信金・信組・農協
支店名	店
口座種別	普通・当座
口座番号	
口座名義	
口座カナ名義	
添付資料	通帳の写し(口座名義、口座番号、支店名、フリガナなどの記載があるページ)

様式第2号(第6条関係)

補助対象設備の一覧表

	種類	設備名	型番	単価(円) (税抜)	取得時期
例	機械装置	旋盤	a12345	10,000,000	R4.11
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※1行に1設備を記載。同じ設備を複数個導入した場合は、複数行に記載してください。

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者職氏名

高岡市生産性向上のための設備投資促進補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった高岡市生産性向上のための設備投資促進補助金については、高岡市生産性向上のための設備投資促進補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第7条の規定により、次のとおり交付することを決定し、合わせてその額を確定したので通知します。

年 月 日

高岡市長

印

1 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付け高岡市生産性向上のための設備投資促進補助金交付申請書兼請求書記載のとおりとする。

2 補助金の額 金 円

3 補助金の交付の条件

- (1) 高岡市補助金等交付規則(平成17年度高岡市規則第32号)及び要綱に従うこと。
- (2) この要綱に基づく補助金の交付を受けた先端設備等について、固定資産税の課税の特例(高岡市市税賦課徴収条例(平成17年高岡市条例第56号)に規定する固定資産税の特例措置をいう。)を受けたときは、要綱第9条に基づき、補助金の全部又は一部の返還を求める。
- (3) 不正の行為等があった場合には、要綱第9条第3項に基づき、補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。